

(仮称)練馬区立東大泉第三保育園運営業務委託
事業者選定会議設置要領

平成 18 年 1 月 13 日
17 練児保第 2143 号

(設置)

第 1 条 練馬区が新規に設置する(仮称)練馬区立東大泉第三保育園(以下「保育園」という。)を運営委託するにあたり、その事業者を適正に選定するため、保育園運営業務委託に係る事業者選定会議(以下「選定会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 選定会議の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 保育園の運営委託を行う事業者の選定に関すること。
- (2) その他区長が必要と認めること。

(構成)

第 3 条 選定会議は、別表 1 に掲げる委員によって構成する。

- 2 選定会議の会長は、健康福祉事業本部長とする。
- 3 選定会議の副会長は、企画部長とする。

(運営)

第 4 条 会長は、必要に応じて選定会議を招集し、会務を総括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(現地調査部会の設置および構成)

第 5 条 選定会議の所掌事項を調査するために、選定会議の下に現地調査部会(以下「調査部会」という。)を置く。

- 2 調査部会は、別表 2 に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 民間の調査機関、区内私立保育園長等、および区立保育園園長等は選定会議会長が指名した者とする。
- 4 調査部会員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(選定会議および調査部会の非公開)

第 6 条 選定会議および調査部会の議事は、非公開とする。

(情報の公開)

第 7 条 選定会議および調査部会の資料は、練馬区情報公開条例の対象となる。

(庶務)

第 8 条 選定会議および調査部会の庶務は、児童青少年部保育課において処理する。

(その他)

第 9 条 この要領に定めるもののほか、選定会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

別表 1 (選定会議の委員構成)

| | |
|-----|-----------|
| 会 長 | 健康福祉事業本部長 |
| 副会長 | 企画部長 |
| 委 員 | 総務部長 |
| 委 員 | 保健福祉部長 |
| 委 員 | 児童青少年部長 |
| 委 員 | 有識者 |
| 委 員 | 有識者 |

別表 2 (現地調査部会の構成)

| |
|----------|
| 民間の調査機関 |
| 私立保育園園長等 |
| 区立保育園園長等 |
| 栄養指導主査 |

付 則

- 1 この要領は、平成 1 8 年 1 月 1 6 日から施行する。
- 2 この要領は、事業者の選定をもって廃止する。